

(5)訪問介護サービスにおける短時間の身体 介護の提供状況に関する調査研究事業 (結果概要)

(5) 訪問介護サービスにおける短時間の身体介護の提供状況に関する調査研究事業

1. 調査の目的

- 平成24年介護報酬改定により創設した「20分未満の身体介護」について、サービスの利用実態、利用時間帯別の具体的なサービス内容等について実態調査を行い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「定期巡回・随時対応サービス」という。)との比較等を行うことにより、次期報酬改定における検討のためのデータの収集を目的とする。

2. 調査方法

- 2012年11月～2013年1月に「20分未満の身体介護」を算定した(※)全ての訪問介護事業所(1,546事業所;全数)、算定していない訪問介護事業所(1,500事業所;抽出)を対象とし、調査票を郵送配布・郵送回収。
- 算定事業所の回収数は824事業所(有効回収率53.3%)、非算定事業所の回収数は879事業所(同58.6%)。

※ 算定:2012年11月～2013年1月までの請求実績に基づき、20分未満の身体介護を算定している事業所

3. 調査結果概要

<算定事業所の特徴>

- 算定事業所は、利用者数が比較的多く、運営主体の法人等がサービス付き高齢者向け住宅等を持っている割合が高い。
- 「日中」の届出をしている事業所は14.6%と少ない。「20分未満の身体介護」利用者は1事業所あたり平均9.2人。

<20分未満の身体介護の利用者の特徴>

- 要介護4～5が60.9%を占め、重度者の割合が高い。住居は「外部サービス利用型」が46.5%、「サービス付高齢者向け住宅等」が22.6%と多く、「持家」は12.2%。「早朝・夜間のみ」に20分未満の身体介護を利用している人が48.3%と多い。
- 事業者への効果は、「先を見越した迅速な対応ができるようになった」「業務効率が高まった(シフト作成等)」など。
- 利用者への効果は、「家族の負担軽減につながった」「本人・家族の安心感が高まった」「1日の生活リズムが整った」など。

<20分未満の身体介護のサービス内容>

- サービス提供内容としては、「排泄介助」「起床・就寝介助」「洗面等、身体整容」「更衣介助」の順に多い。

<定期巡回・随時対応サービスとの比較>

- 定期巡回では、朝、昼、夜に訪問が多く、その他の時間帯も一定の割合で訪問している。「20分未満の身体介護」では、早朝、夜間に訪問が集中しており、日中は20分以上の訪問介護で訪問している割合が高い。

<非算定の理由>

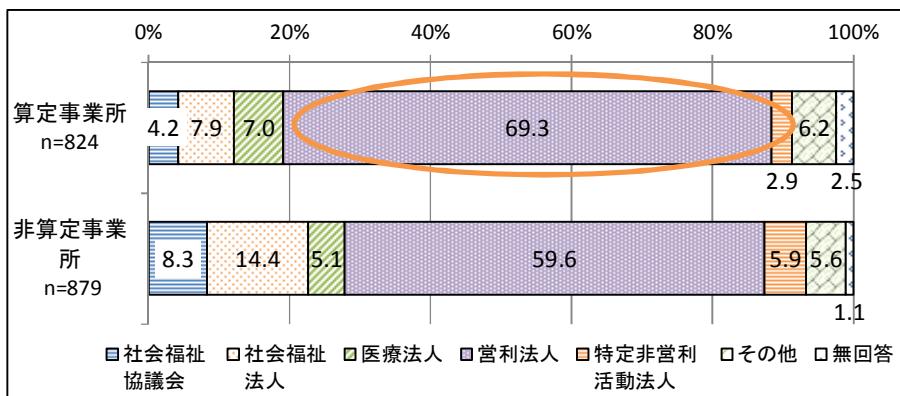
- 非算定理由としては、「希望する利用者がいない」が65.6%、「日中の要件を満たすことができない」が42.2%が多い。
- 算定事業所が「日中」の届出をしていない理由としては、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定(計画)」が47.8%と最も多い。

(5) 訪問介護サービスにおける短時間の身体介護の提供状況に関する調査研究事業

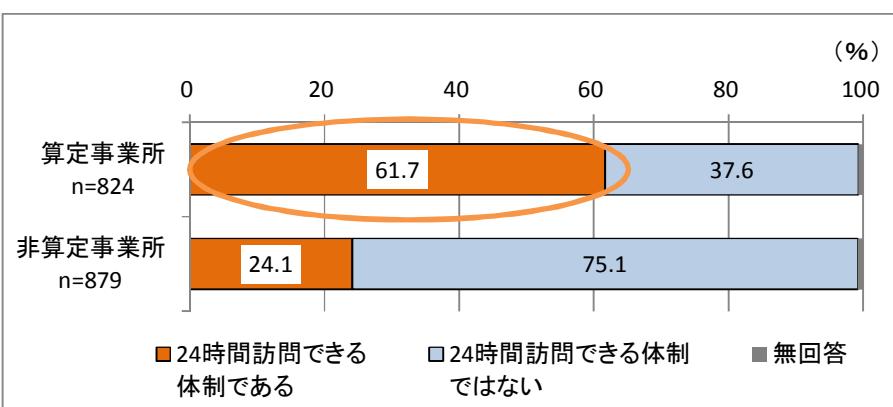
算定事業所の基本情報(非算定事業所との比較)

- 算定事業所の開設主体は、営利法人が69.3%を占める。
- 算定事業所の1事業所あたり訪問介護利用者数平均は、57.6人(要支援含む)。
- 算定事業所では、非算定事業所に比べて、24時間訪問体制の割合が高く、事業所の運営主体の法人等がサービス付き高齢者向け住宅等を持っている割合が高い。

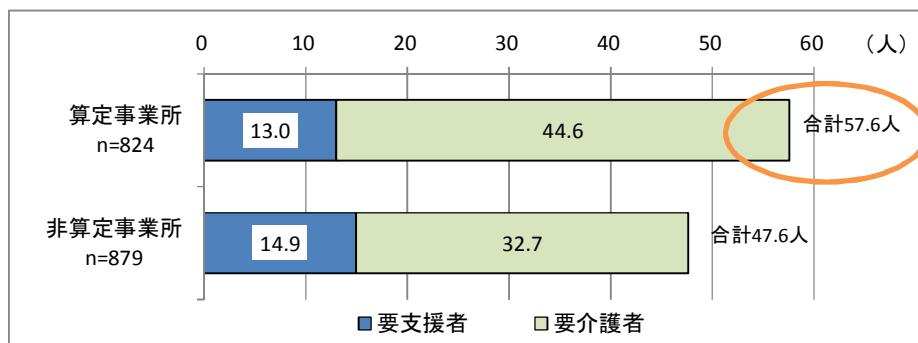
開設主体の法人種別



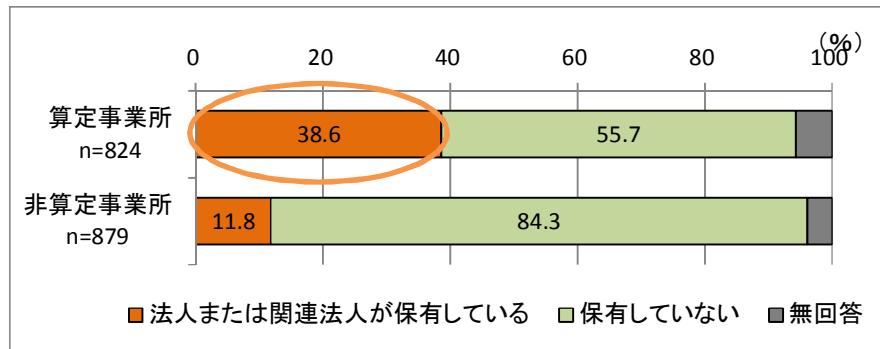
24時間訪問体制の有無



訪問介護の利用者数



サービス付高齢者向け住宅等の保有状況



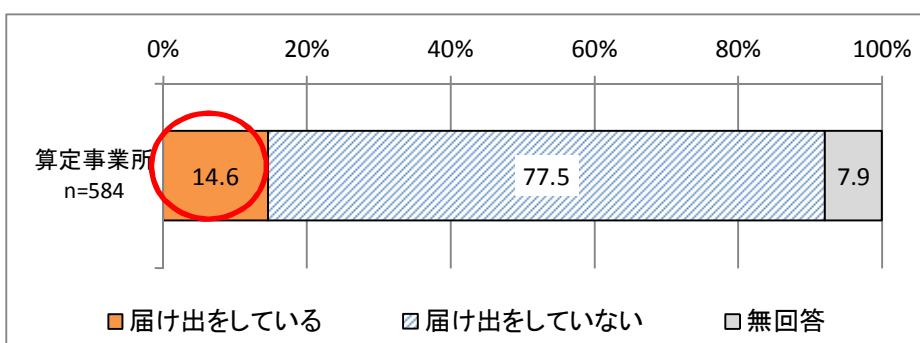
※ 抽出した非算定事業所については、平成23年介護サービス施設・事業所調査と比較した結果、法人種別、利用者数に概ね相違なく偏りが見られないことを確認した。

(5) 訪問介護サービスにおける短時間の身体介護の提供状況に関する調査研究事業

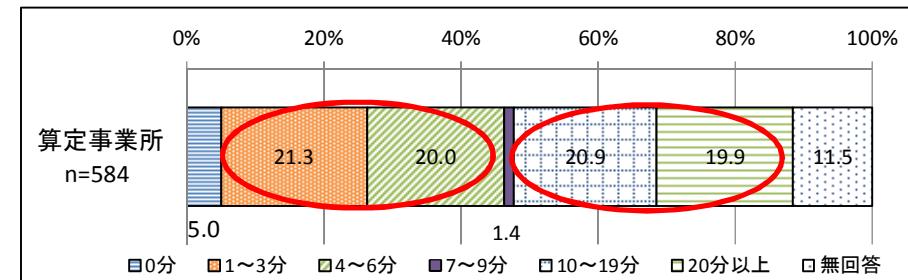
「20分未満の身体介護」の算定事業所の特徴

- 20分未満の身体介護について、「日中」の届出をしている事業所は14.6%と少なく、大半が早朝・夜間・深夜に20分未満の身体介護を提供している。
- 20分未満の身体介護の利用者宅までの最大移動時間は「1~3分」「4~6分」と、「10~19分」「20分以上」の分布に分かれている。
- 1事業所あたりの「20分未満の身体介護」利用者数の平均は9.2人。人数分布でみると、「1~3人」と少ない事業所と、「10人以上」の多い事業所に分かれている。

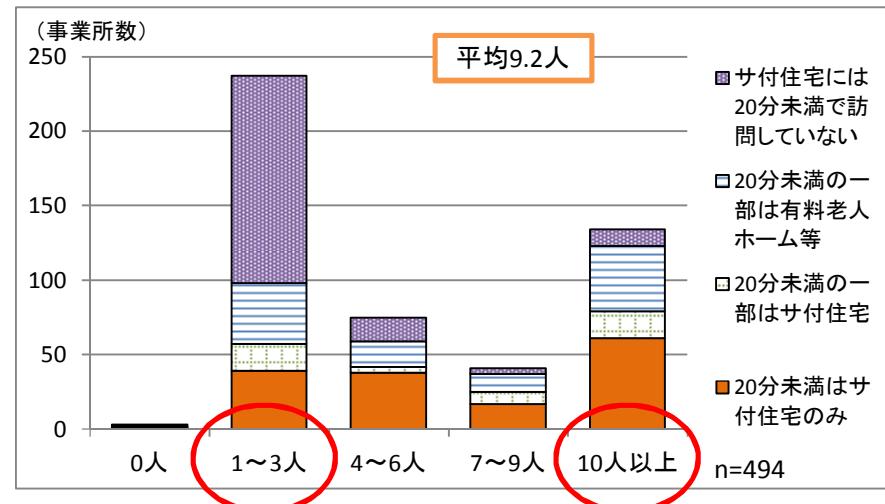
「日中」の20分未満の身体介護の算定に係る届出の有無



「20分未満の身体介護」の利用者宅までの最大移動時間



1事業所あたり「20分未満の身体介護」実利用者数

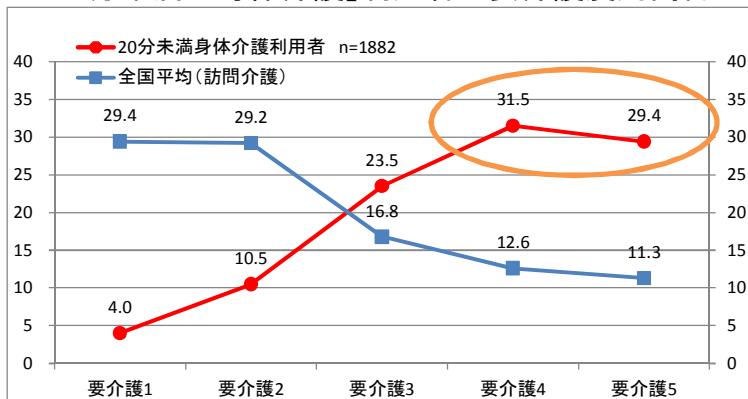


(5) 訪問介護サービスにおける短時間の身体介護の提供状況に関する調査研究事業

「20分未満の身体介護」の利用者の特徴

- 要介護4～5が合わせて60.9%を占め、重度者の割合が高い。
- 住居は「外部サービス利用型」が46.5%、「サービス付高齢者向け住宅」が22.6%。
- サービス付高齢者向け住宅等の利用者は1週間に20分未満の身体介護を11回利用。
- 「朝・夜間のみ」に20分未満の身体介護を利用している人が約半数。

「20分未満の身体介護」利用者の要介護度別割合

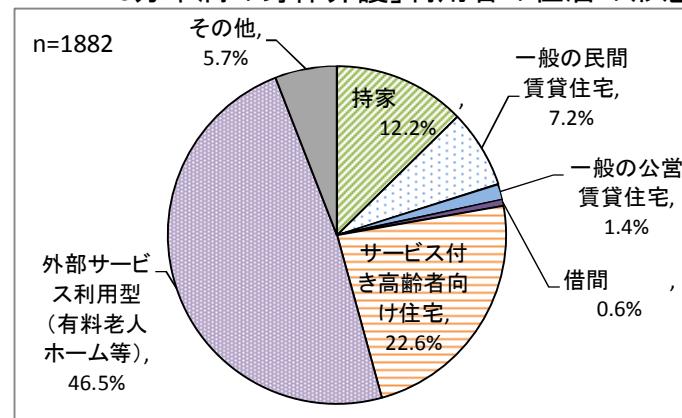


全国平均; 平成23年介護サービス施設・事業所調査より訪問介護利用者n=21315

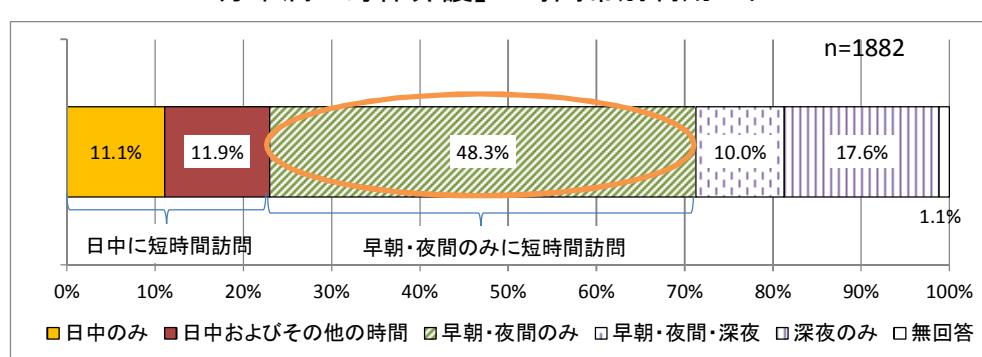
利用者1人あたり訪問回数(1週間)



「20分未満の身体介護」利用者の住居の形態



「20分未満の身体介護」の時間帯別利用パターン

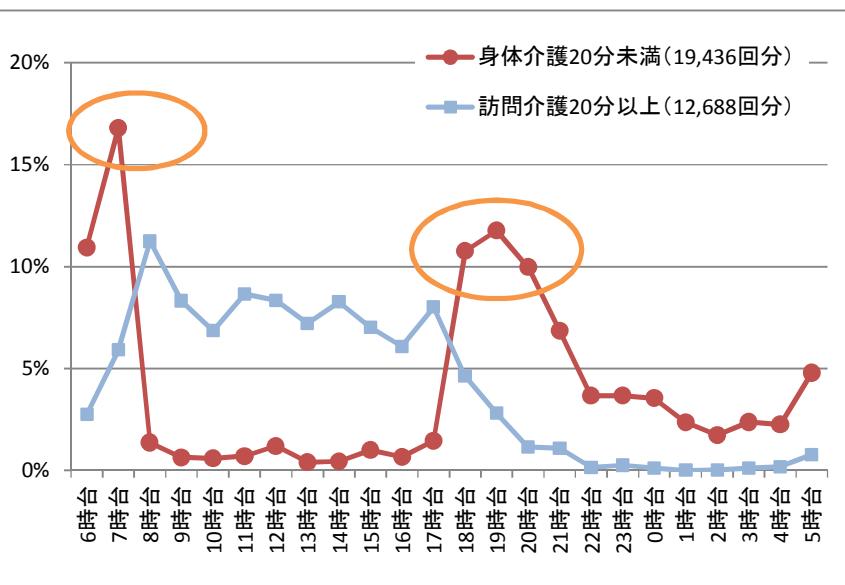


(5) 訪問介護サービスにおける短時間の身体介護の提供状況に関する調査研究事業

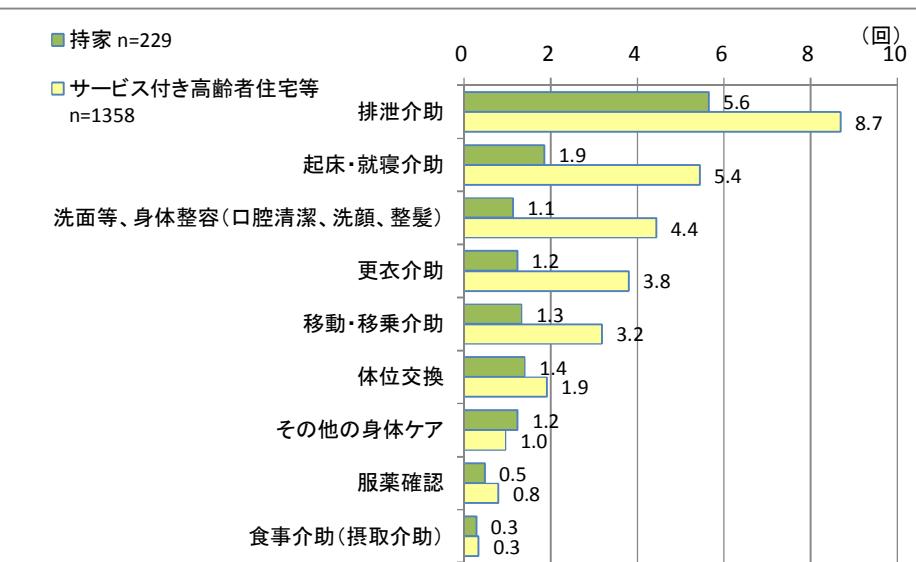
「20分未満の身体介護」のサービス内容

- 「20分未満の身体介護」は、早朝、夜間に訪問が集中している。日中は主に「20分以上の訪問介護」で訪問しており、時間帯別に特徴がみられる。
- 「20分未満の身体介護」で提供しているサービス内容(1人1週間あたり)は、「排泄介助」「起床・就寝介助」「洗面等、身体整容」「更衣介助」の順に多い。
- 住居形態別にみると、サービス付高齢者住宅等の利用者は、全体的に持家の利用者に比べてサービス提供回数が多く、1週間あたり平均で、「排泄介助」8.7回、「起床・就寝介助」5.4回、「洗面等、身体整容」4.4回などが多い。

訪問時間帯別にみた訪問回数割合



「20分未満の身体介護」のサービス内容(1人・1週間あたり平均)



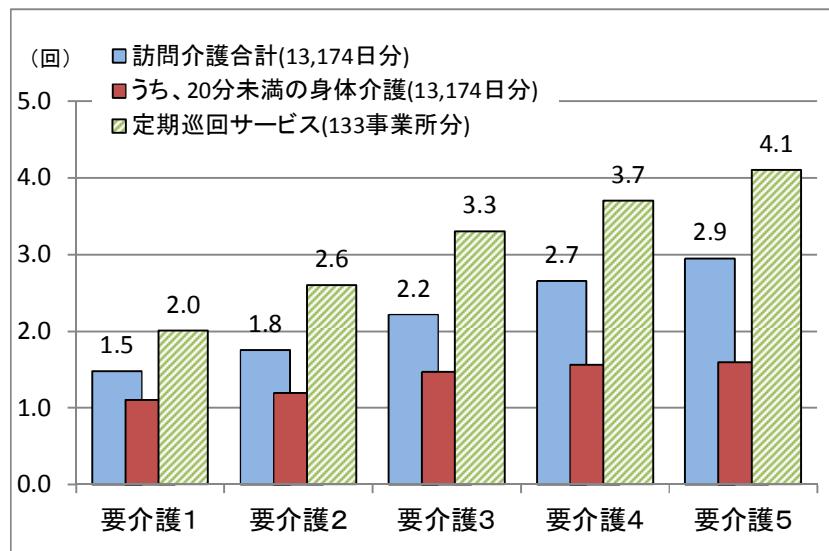
(5) 訪問介護サービスにおける短時間の身体介護の提供状況に関する調査研究事業

定期巡回・随時対応型訪問介護看護との比較※

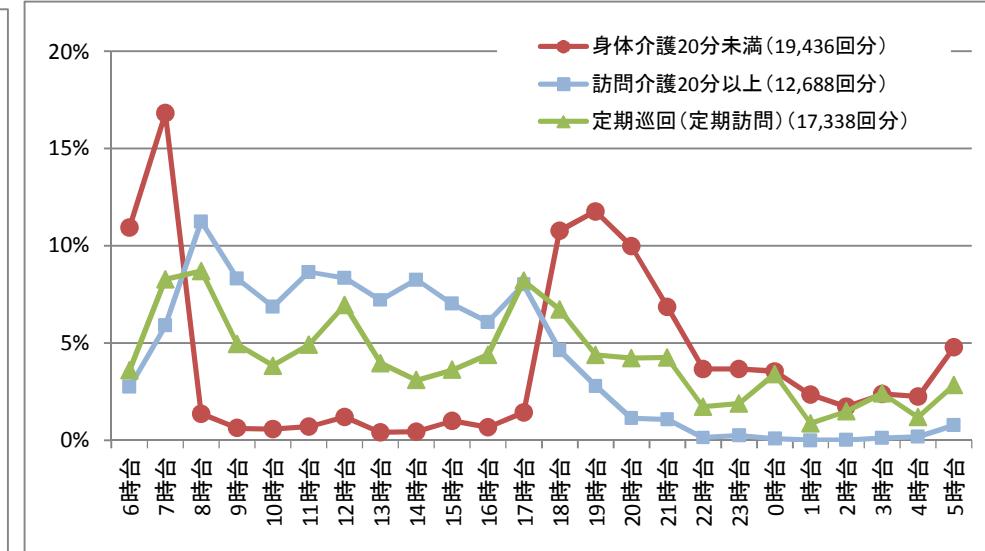
- 1人1日あたり平均訪問回数をみると、いずれの要介護度においても、定期巡回・随時対応サービスの定期訪問の方が訪問回数が多い
- 時間帯別訪問回数の割合をみると、定期巡回・随時対応サービスでは、朝、昼、夕方に訪問が多く、その他の時間帯も一定割合で訪問している。これに比べて、「20分未満の身体介護」は、早朝、夜間に訪問が集中しており、日中は「20分以上の訪問介護」で訪問している割合が高い。

※ 定期巡回の値は、平成25年度厚生労働省「集合住宅における定期巡回・随時対応サービスの提供状況に関する調査研究事業」より

要介護度別平均訪問回数(1人・1日あたり)



時間帯別訪問回数割合



※定期巡回の値は、平成25年度厚生労働省「集合住宅における定期巡回・随時対応サービスの提供状況に関する調査研究事業」より

(5) 訪問介護サービスにおける短時間の身体介護の提供状況に関する調査研究事業

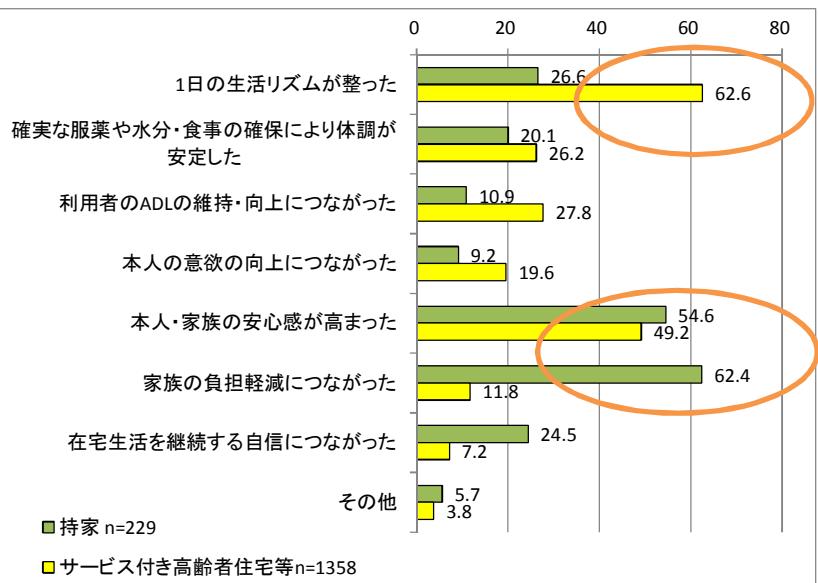
「20分未満の身体介護」の利用者への効果

- 利用者にとっての効果としては、「家族の負担軽減につながった」「本人・家族の安心感が高まった」が多く、サービス付き高齢者向け住宅等では「1日の生活リズムが整った」「本人・家族の安心感が高まった」が多く、住居形態による差がみられた。

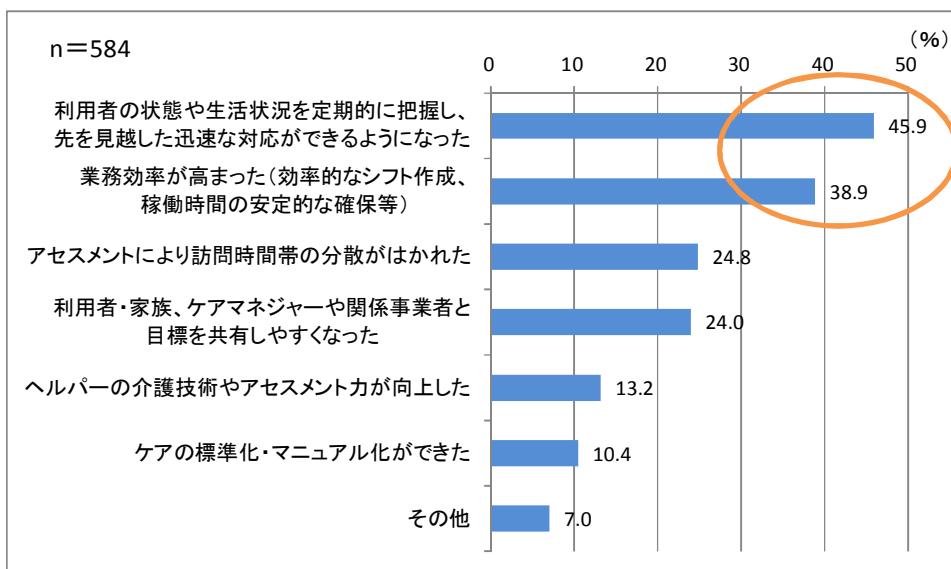
「20分未満の身体介護」が新設されたことによる事業所への効果

- 事業所にとっての効果としては、「先を見越した迅速な対応ができるようになった」「業務効率が高まった(シフト作成等)」などが多かった。

「20分未満の身体介護」利用者への効果【利用者票】



「20分未満の身体介護」事業者への効果【事業者票】



(5) 訪問介護サービスにおける短時間の身体介護の提供状況に関する調査研究事業

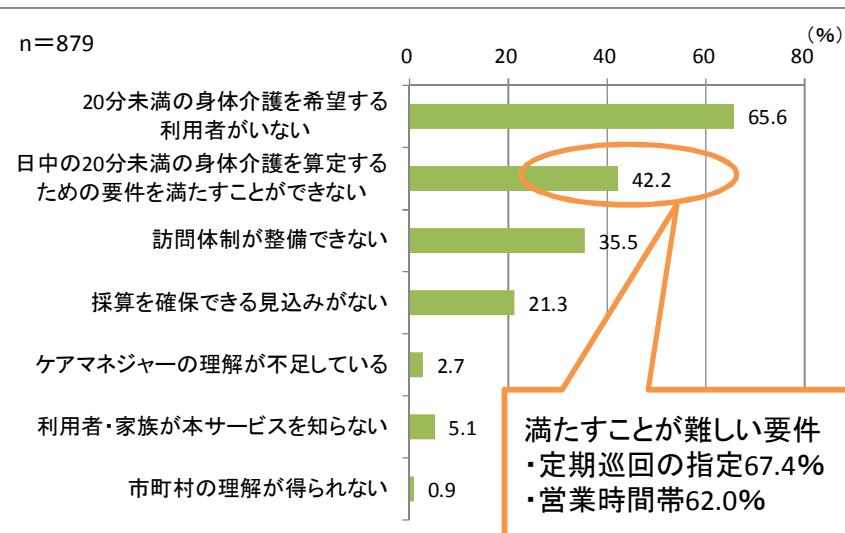
「20分未満の身体介護」の非算定の理由

- 20分未満の身体介護を算定していない理由としては、「希望する利用者がいない」が65.6%、「日中の要件を満たすことができない」が42.2%と多かった。要件としては、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定(計画)」67.4%や「22時～翌6時までを除く時間帯を営業時間として定めること」62.0%が障壁となっている。

「日中」の20分未満の身体介護の非算定の理由

- 算定事業所のうち、「日中」の20分未満の身体介護を算定していない理由としては、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定(計画)」が47.8%と最も多い。

20分未満の身体介護を算定していない理由【非算定事業所】



「日中」の20分未満の身体介護を算定していない理由【算定事業所】

